

令和 6 年 1 1 月 1 9 日
区 長 室 人 事 課

職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【超過勤務手当不正受給】

1 発生年月日

令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月

2 被処分者

所属：福祉部

役職：係長級

年齢：41 歳

3 処分内容

停職 6 月

4 処分年月日

令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）

5 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和 5 年 4 月から 9 月にかけて、実態と異なる超過勤務申請および出張命令申請を繰り返した結果、318,758 円の超過勤務手当を不正に受給した。